

「高浜発電所 発電用原子炉設置変更許可申請」に関する核物質防護規定及び保障措置への影響について

<申請書>

申請件名	高浜発電所 発電用原子炉設置変更許可申請（3号炉及び4号炉蒸気発生器取替え、3号及び4号共用蒸気発生器保管庫設置、1号、2号、3号及び4号炉共用保修点検建屋設置）
申請概要	<ul style="list-style-type: none">・ 3号炉及び4号炉の蒸気発生器の取替えに伴い、蒸気発生器に係る記載内容を変更する。・ 3号炉及び4号炉の蒸気発生器の取替えに伴い、取り外した蒸気発生器等を保管するため、3号及び4号炉共用の蒸気発生器保管庫を設置する。・ 1号、2号、3号及び4号炉共用の保修点検建屋を設置する。

上記の申請に関する核セキュリティおよび保障措置への影響の有無についての確認結果を以下に示す。

<核セキュリティおよび保障措置への影響の有無>

	確認項目	影響有無	備考
核セキュリティ (核物質防護規定)	①防護対象の追加等の有無	無	
	②侵入防止対策に係る性能への影響	無	
保障措置 (計量管理規定)	①設計情報質問書（DIQ: Design Information Questionnaire）の変更が必要か。	無	
	②査察機器の移設又は新規設置が生じるか。	無	
	③サイト内建物報告の観点から、恒久的な建物・構築物を新たに建設するか。	有	
	④既存の査察実施方針に影響があるか。	無	